

島根県地域優良賃貸住宅整備事業補助金交付要領

(通則)

第1条 島根県地域優良賃貸住宅制度要綱（以下「要綱」という。）第12条及び15条に規定する補助金の交付等に関しては、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号、以下「高齢者住まい法」という。）、地域優良賃貸住宅制度要綱（平成19年3月28日付け国住備第160号。以下「地優賃制度要綱」という。）、地域優良賃貸住宅整備事業対象要綱（平成19年3月28日付け国住備第161号。以下「地優賃事業対象要綱」という。）、要綱及び補助金等交付規則（昭和32年島根県規則32号）によるほか、この要領の定めるところによる。

(補助対象)

第2条 要綱第12条及び15条に規定する特定優良賃貸住宅及び要綱第14条に規定する地域優良サービス付き高齢者向け住宅の整備事業（以下、「整備事業」という。）に要する費用の補助の対象は、地優賃事業対象要綱第3条第1項の規定によるものとする。

(整備に要する費用の補助金の額)

第3条 整備事業に要する費用の補助金の額は、地優賃事業対象要綱第4条から第7条に規定する各対象額の限度の額以内とする。

2 前項の額は、千円単位の額とし、端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請及び交付決定)

第4条 要綱第12条及び15条に規定する整備事業に要する費用の補助を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、整備事業に要する費用の補助金の交付を申請しようとするときは、補助対象に係る工事の着手前に地域優良賃貸住宅整備事業補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の交付申請を受理したときは、その内容を審査し、適正であると認められる場合は、補助金の交付を決定し、速やかに補助申請者に通知するものとする。なお、当該決定にあたって、知事が必要と認めるときは、条件を付するものとする。

(補助に係る工事の着手の届出)

第5条 前条第2項の規定に基づき補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助に係る工事に着手したときは、速やかに地域優良賃貸住宅着工届（様式第2号）に工程表を添えて、知事に届け出なければならない。

(補助金の変更)

第6条 補助事業者は、第4条第2項の規定に基づく補助金の交付決定後において、同条第1項の申請に係る事業の内容の変更又は当該事業に要する経費の配分の変更が生じたときは、地域優良賃貸住宅整備事業補助金変更交付申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

2 第4条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(全体設計の承認)

第7条 補助申請者は、整備事業の実施が複数年度にわたるときは、初年度の補助金の交付申請前に、当該事業に係る事業費の総額、年度毎の事業費の額及び事業完了の予定時期等について、地域優良賃貸住宅整備事業全体設計承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。なお、当該事業に係る事業費の総額及び年度毎の事業費の額を変更する場合も同様とする。

2 知事は、前項の承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正であると認められる場合は、当該全体設計を承認し、補助事業者に通知するものとする。

3 前項の承認を受けて行う整備事業に係る補助金の交付申請は、当該承認を受けた全体設計の内容に即して毎年度行うものとする。

(事業が期日までに完了しない場合の報告)

第8条 補助事業者は、整備事業が交付決定に付された期日までに完了しない場合は、地域優良賃貸住宅整備事業未完了報告書(様式第5号)を知事に提出し、知事の指示を受けなければならない。

(補助に係る工事の現地検査)

第9条 補助事業者は、補助に係る工事が完了したときは、速やかに地域優良賃貸住宅工事完了届(様式第6号)により、知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の届け出があったときは、速やかに検査員を指定して現地を検査させるものとする。

3 前2項の規定は、交付要領第8条に定める全体設計の承認を受けて工事を行う場合に準用する。この場合において、「補助に係る工事が完了したときは」とあるのは「補助金の交付決定に係る会計年度終了後」と読み替えるものとする。

(実績報告及び補助金の額の確定)

第10条 補助事業者は、整備事業が完了したときは、速やかに地域優良賃貸住宅整備事業完了実績報告書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、交付要領第8条に定める全体設計の承認を受けて工事を行うときは、

補助金の交付決定に係る会計年度終了後、前項の規定に準じて速やかに知事に報告しなければならない。

- 3 知事は、前2項の報告を受理したときは、当該実績報告書の内容を審査し、事業の成果が関係法令、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 補助事業者は、前条の補助金の額の確定通知を受けたときは、地域優良賃貸住宅整備事業補助金請求書(様式第8号)により知事に対して補助金の請求をするものとする。

- 2 知事は、前項の請求を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認められるときは、当該補助事業者に補助金を交付するものとする。

(補助金等交付申請の取下げ)

第12条 補助事業者は、この要領に基づく補助金の交付申請の取下げをしようとするときは、地域優良賃貸住宅整備事業補助金交付申請取下届(様式第9号)を提出しなければならない。

(事業の中止又は廃止承認)

第13条 補助事業者は、補助金の交付決定後において、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに地域優良賃貸住宅整備事業中止(廃止)承認申請書(様式第10号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、やむを得ないと認められる場合は、事業の中止又は廃止を承認することができる

(検査、報告及び是正命令)

第14条 知事は、補助金の交付等について、必要があるときは、随時検査を行い、又は報告を求めることができる。

(台帳等の作成及び保存)

第15条 この要領により、補助金の交付を受けたものは、補助対象事業の実施状況及び補助金の執行等を明らかにするための台帳、書類その他必要となる図書を作成及び整理し、これらを10年間保存しなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

- 2 島根県優良賃貸住宅供給促進制度補助金等交付要領は廃止する。
- 3 前項の規定にかかわらず、この要領の施行前に供給計画の認定を受けた特定優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅については、島根県優良賃貸住宅供給促進制度補助金等交付要領を適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 24 年 7 月 13 日から施行する。